

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部 交通企画課	式場 龍明
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課	
事業群名	② 交通安全対策の推進	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額 2,336,926	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)								
交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少を目指します。		i)交通安全運動、交通安全教育等の推進 ii)交通指導取締りの推進 iii)交通安全施設の整備 iv)運転免許行政の推進								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	年間の交通人身事故発生件数	目標値①	3,700件以下	3,500件以下	3,300件以下	3,100件以下	2,900件以下	2,900件以下 (R7)		交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町を始め、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進した結果、令和3年中における交通人身事故発生件数は2,805件と、最終目標年度の目標値を達成した。
		実績値②	3,959件 (R元)	2,805件						
	達成率②/①	100%						順調		

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		R2目標	R2実績	達成率		
取組項目 i	○	1	交通安全教育推進事業	26,297	22,077	186,211	道路交通法の規定に基づき、安全運転管理者等4,842人に対して法定講習をオンラインで実施したほか、地域交通安全活動推進委員236人が交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。 このほか、関係機関・団体と連携して、交通事故発生状況の分析結果に応じて歩行者及び運転者に対する参加・体験・実践型を始めた交通安全教育を実施した。新型コロナウイルス感染状況に応じて、実地とオンラインによる安全教育を使い分け、効果的な交通安全教育を意識した活動を実践した。	【活動指標】	7,000		5,389	76%
				21,491	19,687	184,623		交通安全教育実施回数(回)	7,000	6,985	99%	
				29,083	25,314	184,344		交通安全教育実施回数(回)	7,000			
			—			道路交通安全第108条の27		【成果指標】	400,000	324,114	81%	
	交通安全企画課			○	—	—	交通安全教育受講人数(人)	420,000	385,021	91%		
	○	2	交通安全対策推進費	5,861	5,861	5,477	交通安全対策基本法等に基づいて交通安全対策会議を開催し、「第11次長崎県交通安全計画(令和3年度~令和7年度)」及び「令和3年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。 また、県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画を募集し、県民の交通安全意識の高揚を図った。	【活動指標】	1	2	200%	
				6,517	6,517	5,453		R2.3:交通安全対策会議開催回数(回)	1	2	200%	
				7,235	7,235	5,377		R4-:交通安全実施計画の策定	策定			
				交通安全対策基本法第16条、第25条				【成果指標】	策定	策定	—	
			S46-			○		—	—	交通安全実施計画の策定	策定	策定
交通・地域安全課			○	—	—	県民全体、関係機関・団体						

取組項目 i	3	交通安全運動推進費	1,166	1,166	5,085	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前年に引き続き、規模を縮小しての実施となったものの、市町、関係機関・団体と一体となって、春・秋の全国交通安全運動、夏の交通安全週間、年末の交通安全県民運動を実施し、県下各地でキャンペーン、パレード等を実施して広く県民に交通安全を呼び掛けた。 春の全国交通安全運動においては、県庁において出動式を開催し、ニュースや新聞記事に取り上げられるとともに、各地で開催されたキャンペーン等もテレビニュースで放送されるなど、広く県民に安全意識の高揚を図った。	【活動指標】	26,500	27,990	105%	●事業の成果 令和3年中の交通安全運動期間中の交通事故件数は前年より減少し、年間を見ても、重傷者が微増した以外、発生件数、死者数、負傷者数とも減少し、特に死者数については交通統計が開始された昭和23年以降最少の28人であった。 交通安全死亡事故多発警報の発令もなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 市町、関係機関・団体と一体となった交通安全運動により、県民への交通安全意識高揚に努めたことで、年間の交通事故減少に寄与した。		
			533	533	5,063		交通安全運動ポスター配布数(枚)	27,000	27,370	101%			
			1,140	1,140	4,993		【活動指標】	数値目標なし	※発令なし	—			
	S51-	交通・地域安全課	—	—	県民全体、関係機関・団体	警報発令時の集中的な広報活動の実施	数値目標なし	※発令なし	—				
						【成果指標】	348以下	354	98%				
						交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	354以下	316	100%				
	【成果指標】	0	※発令なし	—									
	発令期間中の交通安全死亡事故件数(件)	0	※発令なし	—									
	0												
	4	交通安全指導員等育成費	41,724	41,724	3,912	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部研修会の開催が中止となったものの、交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、下記事項を推進した。 ①交通安全の街頭指導、幼児・児童・生徒や高齢者に対する交通安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置する(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付するとともに、研修会を通じて交通安全指導員の指導力の向上を図り、その活動によって各地域における交通事故の抑止を図った。 ②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を実施し、交通指導員の指導力向上を図った。	【活動指標】	4	2	50%	●事業の成果 交通安全指導員、市町交通指導員の研修によって、交通安全指導に関する資質、交通安全リダーとしての意識向上などが図られ、これによって子供の交通事故抑止につながった。令和3年中、子供被害の交通安全死亡事故の発生はなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 交通安全指導員による幼児・児童への交通安全教育、交通安全指導・誘導が行われたことにより、子供の交通事故は若干増えたが死亡事故の発生は無く、また交通事故総数が大幅に減少するなど、交通事故抑止に寄与した。		
			39,647	39,647	3,895		交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	2	50%			
			85,030	42,515	3,841		交通安全指導員設置費補助金実施要綱	2					
			S48-	交通・地域安全課	—		—	①交通安全推進関係団体 ②市町	【活動指標】	8		6	75%
									研修会開催回数(回)	10		7	70%
	【成果指標】	1以下	1	100%									
	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%									
	1以下												
	5	交通安全母の会育成費	620	620	1,565	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づいて、「交通安全は家庭から」をスローガンとして交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	【活動指標】	1	1	100%		●事業の成果 交通安全キャラバン、高齢者宅訪問事業やストップマーク整備事業を展開したことで、子供の交通事故を抑止した。 ●事業群の目標達成への寄与 長崎県交通安全母の会連合会の活動により、地域における親子間での交通安全意識を高め、子供の交通事故抑止に寄与した。	
602			602	1,558	交通安全推進イベント開催回数(回)		1	1	100%				
500			500	1,536	【成果指標】		1以下	1	100%				
S53-			交通・地域安全課	—	—		交通安全推進関係団体	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%		
	1以下												
6	高齢者交通事故防止対策事業費				新型コロナウイルス感染症拡大により、目標としていた県内全市町での開催は出来なかったものの、21市町のうち14市町で、高齢者を交通事故の被害者及び加害者にしない対策として、県、警察、市町が連携してシミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を開催した。 安全意識の高揚を図るほか、同講習会を利用して先進安全技術の普及啓発を図るなど、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 講習会の実施により高齢者の交通安全に対する意識向上を図り、令和3年中の高齢者関連交通事故件数は1,124件と、令和2年の1,154件よりも30件減少(-2.6%)した。 ●事業群の目標達成への寄与 目標は達成できなかったが、高齢運転者及び歩行者への交通安全教育が行われたことにより、高齢者が関連した事故件数の減少に寄与した。			
		1,611	1,611	3,116		講習会の開催回数(回)	21	14	66%				
		1,628	1,628	3,073		【成果指標】							
		R3-5	交通・地域安全課	—		—	高齢者	高齢者関連事故件数(件)	前年比-5%		-2.6%	52%	
前年比-5%													

取組項目 ii	○	7	交通秩序の維持事業	259,762	235,501	2,089,008	令和2年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故件数の半数を占めていたことから、横断歩行者妨害を始めとした交差点関連違反の交通指導取締りのほか、悪質性・危険性の高い飲酒運転、無免許運転等の交通指導取締りを実施した。	【活動指標】	数値目標なし	30,148	—	●事業の成果 交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通秩序の維持を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 交通指導取締りの推進により、悪質運転者の検挙、交通違反の未然抑止、運転者等の安全運転規範意識の向上を図り、交通人身事故の発生件数の減少に寄与した。
				270,548	158,331	2,094,731		悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	21,050	—	
				342,904	300,336	2,070,030		【成果指標】 R2:交通事故発生状況(過去3年間の平均件数以下)	4,630以下	2,987	100%	
				警察法第2条				R3-:交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数(過去3年間の平均件数以下)	845以下	644	100%	
			—	—	—	車両の運転者、歩行者等	R4-:交通安全指導員による指導回数(過去3年間の平均回数)	760以下	—	—		
取組項目 iii	○	8	交通安全施設整備事業	1,180,693	571,101	176,822	主に交通管制センターが信号機を管理する地域において、信号機の新設・更新を行った。 また、バリアフリーに対応した音響式信号機、エスコートゾーン及び横断歩道の新設・更新を行うなど、交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	【活動指標】 R2:交通信号機の設置(基)	5	5	100%	●事業の成果 交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設を整備推進した結果、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故が減少した。 ●事業群の目標達成への寄与 交通安全施設の整備を推進したことで、より安全な交通環境となり、交通事故の抑止に寄与した。
				1,172,368	703,271	167,485		R3-:歩行者支援型交通信号機の整備(基)	30	28	93%	
				1,182,653	540,084	157,460		【成果指標】 R2:交通事故発生件数(信号設置箇所前後半年間の比較)(件)	2以下	2	100%	
				道路交通安全法第4条				R3-:信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数(件)	36以下	31	100%	
			—	—	—	道路利用者	【活動指標】 パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	31以下	—	—		
			交通規制課	○	—	—	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	36	40	111%		
			取組項目 iv	○	10	運転免許行政の推進	5,113	0	0	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	36	
5,176	0	0					【成果指標】 不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0		100%	
5,101	0	0					【活動指標】 安全運転相談による聞き取り件数(件)	0	0		100%	
道路法第42条 道路法施行令第35条の2							【成果指標】 R2.3:安全運転相談に基づく行政処分件数(件)	1,500	—		—	
H15-	—	—				高齢者講習等の充実等を盛り込んだ改正道路交通法(令和4年5月13日施行)を適切に運用するため、令和3年度末に高齢運転者支援係の体制を強化したほか、運転技能検査等(改正法により新設)を実施する自動車学校等に対して講習を実施した。	数値目標なし	143	—			
道路維持課	○	—	—	道路利用者	数値目標なし	241	—					
—	—	—	—	—	R4-:運転免許人口1万人当たりの交通事故発生件数(件)	38以下	—	—				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 交通安全運動、交通安全教育等の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 交通安全運動、交通安全教育等を推進し県民の交通安全意識の高揚を図った結果、令和3年中の交通事故死者数は28人と統計史上(昭和23年以降)最少となり、交通人身事故発生件数は2,805件と最終目標年度の目標値を達成した。 令和3年中の交通死亡事故を分析したところ、全件数28人のうち、高齢運転者が第1当事者となる事故による死者が12人、歩行者の死者が13人とそれぞれ高い構成率を占めている。 よって、高齢運転者及び歩行者対策を強化する必要がある。 また、これらの取組は引き続き総合的な交通事故分析の結果に基づき効果を高めるよう工夫するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、オンライン型の講習を活用するなど所要の措置を講じながら推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 高齢運転者及び歩行者の交通事故抑止を重点とした広報啓発活動、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。 参加・体験・実践型講習にあつては、効果・効率を検討しながら、実施回数、参加人数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い実施する。</p>
<p>ii 交通指導取締りの推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 交通事故発生状況の分析結果に基づき、交差点関連違反の交通指導取締りを推進した結果、令和3年中、交差点関連違反を原因とした事故は前年に比べて約1割減少したが、全交通事故のうち交差点及び交差点付近における事故が半数以上であり依然として高い構成率を占めている。 また、悪質性・危険性の高い飲酒運転、無免許運転等の交通指導取締りを推進し交通事故抑止を図った結果、令和3年中の飲酒運転・無免許運転による交通事故の発生は計47件と、新型コロナウイルス感染拡大前の3年間(H29～R元)の年平均63件と比べると減少したが、前年(33件)と比較すると増加した。 新型コロナウイルス感染症の社会に与える影響が沈静化すれば、外出や飲酒の機会が増加し、飲酒運転等が増えるおそれもあることから、社会の変容に応じた交通指導取締りを推進し、交通事故の抑止を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進する。 特に、飲酒運転、無免許運転の交通指導取締りについては、社会の変容に応じた効果的な検挙活動を推進するとともに、繁華街における警戒などの未然抑止活動を推進する。</p>
<p>iii 交通安全施設の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 交通安全施設の整備として ・県民の要望、道路の新設状況、交通量等を総合的に検討し、道路交通実情に適応する交通規制の設定と信号機等の設置を実施 ・生活道路における歩行者の安全を確保するため、「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策を推進 ・道路交通環境の改善を図るべき危険箇所の発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスを推進 ・円滑な交通流確保のため光ビーコン等高度道路交通システム(ITS)を整備するなどの対策を推進し、交通事故の抑止を図った。 特に、交通弱者の安全を確保するため、バリアフリー対応型の交通安全施設を整備した結果、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故が減少した。 高齢になっても安全に移動することができ、障害の有無に関わりなく安全に安心して暮らせる社会を目指すため、高齢者、障害者等交通弱者への安全対策を継続する必要がある。 また、限られた予算内での適切な維持管理を行うため、継続して既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き、道路新設や交通量増大等の道路環境の変化に伴う交通安全施設整備を推進するとともに、少子高齢化・過疎化等の社会の変容に対応するため交通安全施設の合理化を推進する。 重大事故となる可能性が高い高齢者、障害者等交通弱者への安全対策として、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を継続して推進する。</p>
<p>iv 運転免許行政の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 運転免許新規取得者に対する適正な各種試験や、運転免許保有者に対する更新時等における各種講習において、全国や長崎県内の交通事故情勢に応じた講習を実施し、免許保有者に対する、安全運転意識の高揚を図ったほか、運転に不安を感じている方や、一定の病気等により患しているおそれがある方に対しては、安全運転相談を行い、運転継続が困難な方については、医師の診断に基づく行政処分や自主返納を促した。 また、悪質・危険な違反や事故を起こした方に対しては、早期に行政処分を行った。 その結果、令和3年中の交通事故発生件数(前年比△182件)、死者数(前年比△6人)、負傷者数(前年比△226人)がいずれも減少した。 令和3年中の交通事故を分析したところ、高齢運転者が第1当事者となる交通事故件数が前年に比べて11件減少したものの、その減少率(△1.4%)は全交通事故の減少率(△6.1%)と比べて小さいことから、社会問題化している高齢運転者の交通事故抑止に向けた対策を更に推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 交通事故(特に高齢運転者が第1当事者となる交通事故)を抑止するため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を充実させるとともに、改正道路交通法(令和4年5月13日施行)を適正に運用し、高齢者講習等の充実及び新たに盛り込まれた運転技能検査等各種講習の高度化を図る。</p>

4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目1	○	1	交通安全教育推進事業	総合的な交通事故分析の結果に基づき、より効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、各種メディア媒体やSNSを活用した広報啓発活動を実施。 また、改正道路交通法(令和4年5月13日施行)により「安全運転サポート車等限定条件付免許」が創設され、より安全な自動車に限定して運転を継続するという選択肢が設けられたことから、高齢運転者に対する安全教育については、自らの運転機能の低下を実感させることに加えて、より安全な自動車を選択する意識の醸成を図っている。	②	関係機関・団体との連携をより一層深めた上で、交通事故分析の結果に基づき、参加・体験・実践型の交通安全教育の内容を工夫するとともに、SNS等の各種メディア媒体を活用した効果的な情報発信に努め、交通安全意識の高揚を図る。 特に、高齢運転者対策として、「補償運転」の実践や「安全運転サポート車等限定条件付免許制度」等の活用について啓発し、歩行者対策として、歩行シミュレータ等の交通安全教育機材を活用し、道路横断時の交通ルールの遵守や安全確認の必要性について啓発する。	改善
			—				
			交通企画課				
	○	2	交通安全対策推進費	—	—	令和3年度から令和7年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第11次長崎県交通安全計画」に基づき、令和5年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
			S46-				
			交通・地域安全課				
	○	3	交通安全運動推進費	—	—	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動等(夏の交通安全週間を含む。)を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
			S51-				
			交通・地域安全課				
	○	4	交通安全指導員等育成費	—	—	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要な不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	現状維持
			S48-				
			交通・地域安全課				
	○	5	交通安全母の会育成費	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持
			S53-				
			交通・地域安全課				

取組項目 i	6	高齢者交通事故防止対策事業費	参加体験型講習会に併せて安全運転サポート車試乗体験による普及啓発を図っているが、同体験には自動車販売店等の協力が不可欠であり、先方の業務の都合等で実施できない場合もあったため、令和4年度からは、試乗体験の動画を撮影し、同動画を視聴する方法での普及啓発を実施中である。 また、地域の交通安全指導の担い手である市町交通指導員を同講習会に参加させたり、講習同一日に市町交通指導員対象の研修を実施することにより、地域の交通安全指導能力の向上を図ることとしている。	②⑤	事故発生件数は年々減少しているところであるが、令和3年中の交通事故死者に占める高齢者の割合は75パーセントと前年に引き続き7割を超えており、高齢者に係る事故防止対策は県の喫緊の課題である。令和4年度も前年度に引き続き、高齢者を交通事故の加害者・被害者にしないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレータ機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を中心とした事業を実施中である。 令和5年度においても、効果・効率を検討しながら、実施回数、参加人数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い、効果的な参加体験型講習会を実施する。	改善
		R3-5				
		交通・地域安全課				
取組項目 ii	7	交通秩序の維持事業	交通事故発生状況の分析・検証を行った上で、交通事故の実態に即した交通指導取締り計画の見直しや手法の変更を行い、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進している。	②	交通事故分析の結果に基づいて効果的な交通指導取締りを推進することとし、引き続き、交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反の取締りに重点を置くこととする。 悪質性の高い飲酒運転、無免許運転の交通指導取締りは、違反場所、違反時間帯などについて分析・検証を行い、その結果に基づく効果的な検挙活動を行うとともに、検問や繁華街周辺における警戒などの未然抑止活動を推進し、飲酒・無免許運転による事故の抑止を図る。	改善
		—				
		交通指導課				
取組項目 iii	8	交通安全施設整備事業	少子高齢化、過疎化等の社会変容に伴い、道路交通の実態も大きく変化することから、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進しつつ、高齢歩行者、障害者などの交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設を推進している。	②⑨	今後も少子高齢化、過疎化等が更に進行することが予想されており、これに伴って交通実態の変化も加速していくものと考えられることから、既設の信号機等の交通安全施設のうち、有効性や必要性が乏しくなっているものについては確実に廃止を推進しつつ、新規道路建設や交通量増加等に対応するための交通安全施設整備を推進する。 一方で、ここ数年、交通事故が大幅に減少する中で、更に交通事故を減少させるためには、高齢者、障害者等交通弱者の安全対策が必要となることから、引き続きバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。	改善
		—				
		交通規制課				
取組項目 iv	9	交通安全確保業務	—	—	会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
		H15-				
		道路維持課				
取組項目 iv	10	運転免許行政の推進	交通事故(特に高齢運転者が第1当事者となる交通事故)を減少させるため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を充実させたほか、高齢運転者支援係の体制を充実させ、改正道路交通法(令和4年5月13日施行)を適正に運用し、高齢運転者に対する各種講習等を実施している。 また、令和7年1月1日からの運転者管理システムオープン化について、先行県の進捗状況等を踏まえ、機器改修やデータ移行等の予算要求に向けた準備を実施している。	②⑨	交通事故(特に高齢者が第1当事者となる交通事故)を減少させるため、運転免許更新時等における各種講習や安全運転相談を更に充実させる。	改善
		—				
		運転免許管理課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点